

世田谷区告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年10月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月2日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

41-27

2 変更の区間

世田谷区千歳台二丁目231番2の内から231番2地先無番の内まで

3 変更の区域

延 長 27.46メートル

幅 員 0.98メートルから0.99メートルまで

面 積 28.20平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区 千歳台二丁目17番

